

# 第3回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 2月 12日（木） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 12時44分  
開会場所 教育委員会室

## 出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

## 出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野博史
中央図書館長	代田 治		

## 署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
ただいまから、平成27年第3回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第4号 平成27年度区立学校管理職配置に係る内申について  
(指導室)

日程第二 議案第5号 区立幼稚園長の退職について  
(指導室)

委員長 日程第一 議案第4号「平成27年度区立学校管理職配置に係る内申について」及び日程第二 議案第5号「区立幼稚園長の退職について」は、人事案件のために非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 では、そのように処理します。

○議事

日程第三 議案第6号 意見の聴取について

1. 平成27年度東京都板橋区一般会計予算  
(庶務課)

2. 平成26年度東京都板橋区一般会計補正予算(第5号)  
(庶務課)

3. 東京都板橋区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(庶務課)

4. 東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例  
(庶務課)

5. 職員の配偶者同行休業に関する条例  
(庶務課)

- 6. 東京都板橋区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例  
(庶務課)
- 7. 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例  
(庶務課)
- 8. 東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例  
(庶務課)
- 9. 東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(学校地域連携担当課)
- 10. 東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例  
(学務課)
- 11. 東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例  
(学務課)
- 12. 東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例  
(学校地域連携担当課)

○報告事項

- 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う対応について  
(庶-1・庶務課)
- 3. 平成27年度 予算・組織改正・職員定数について  
(庶-2・庶務課)
- 7. 躍進する教育委員会事務局の取り組みについて  
(庶-6・庶務課)

委員長 日程第三 議案第6号「意見の聴取について」、次長と各担当課長から説明願います。

なお、項目1、2、4の内容につきましては、報告3及び7の内容と合わせて、また、項目3及び6、7、8につきましては、報告2と合わせて説明願います。

次長 それでは、議案第6号「意見の聴取について」でございます。

上記の議案を提出する。

平成27年2月12日。

提出者は、橋本教育長でございます。

意見の聴取について。

平成27年第1回東京都板橋区議会に提出される下記案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する。

記。

- 1. 平成27年度東京都板橋区一般会計予算。

2. 平成26年度東京都板橋区一般会計補正予算（第5号）。
3. 東京都板橋区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例。
4. 東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例。
5. 職員の配偶者同行休業に関する条例。
6. 東京都板橋区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。
7. 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。
8. 東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例。
9. 東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。
10. 東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例。
11. 東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例。
12. 東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例でございます。  
内容については既にご説明済みのももございますが、新規のもも、1、2、4等ございますので、担当の課長の方からご説明いたします。  
既に説明しているものについては省略させていただきます。

庶務課長　それでは、私の方から、まず、1、2、4の部分についてご説明させていただきます。

2枚おめくりいただきますと、「平成27年度東京都板橋区一般会計予算」がございます。

第1条の歳入歳出予算ということで、歳入歳出予算の総額、これを歳入歳出それぞれ1,981億7,000万円に定めるという内容でございます。

9ページまでお進みいただきまして、教育費でございます。

249億5,854万5,000円でございます。

細かい内容については、資料をもとにご説明させていただきます。

続きまして、議案第6号の2の補正予算の関係でございます。

こちらの方は歳入歳出予算の補正第1条でございます。

歳入歳出予算の構成ということで、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,984億3,100万円とするものがございます。

こちらの手書きの8ページをご覧いただきたいと思います。

8款教育費、こちらの方ですが、教育費のところでは7億7,129万8,000円を減額するものがございます。

若干ですが、大きなところでご説明させていただきます。

教育総務費のところでは、校務支援システムのシステム運用管理、それと機器リース料の契約差金ということで436万円の減、こちらが一番大きいもので、

あとは人件費等の減でございます。

小学校、中学校費に関しましては、学校施設の改修経費、これが2億1,286万円余の減額補正。それに、学校施設建設費の中で、前野小学校と志村第四小学校、金沢小学校、中台中学校の関係で、契約差金が9,341万円の減額補正になっているところが大きなところでございます。

幼稚園費で1億1,955万円余の減額補正になっておりますが、こちらは幼稚園就園奨励費保護者負担軽減補助金の関係で3,539万円の減、これが一番大きな要因でございます。これは対象人員の減でございます。

それと、社会教育費に関しましては、あいキッズ関係で、金沢小学校のあいキッズ棟の設計委託の皆減というところで2,976万円の減、これが一番大きな要因となっております。

また、進んでいただきまして、こちらは区の方の議案第13号ということで、この次第の方の4の東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例、こちらの方をお願いいたします。

「11ページ」と書いてあるものですが、すみません、板橋区職員定数条例の一部を改正する条例ということで、こちらの方は2条1項を次のように改めるということで、(3)と(4)が教育委員会に係る部分でございます。

(3)教育委員会の事務局の職員163人、教育委員会の所管に属する学校職員176人、このうち幼稚園教諭は8人とするものでございます。

それでは、ここで、報告資料の3の方の「平成27年度予算・組織改正・職員定数のご報告」とこの資料を用いて、この項目の1、2、4について少し詳しくご説明させていただきます。

あわせて、予算及び事業執行予算の特に大きな経費と、新たな取り組み状況についても、報告7についても、あわせてご説明させていただきます。

「庶-2」の後ろ、こちらの1ページ目に、平成27年度予算の概要ということで、先に景気の動向とか、そこら辺のところ記載されてございまして、(2)の予算編成の重点目標ということで、①のところでは計画事業の関係について、②では行革の取り組みについて記載してございます。③のところでは重点事業に対する項目がありまして、その2つ目に教育力の向上というところが入ってございます。

1枚おめくりいただきますと、平成27年度当初予算概要というものがございまして、歳入予算の関係で説明があります。大きなところでご説明いたします。

特別区税、こちらの特別区民税が11億7,500万円の増。これは納税者の増ということで、対象者が増えてきたという。それと、特別区交付金の関係で7億円の減。これは法人住民税の一部国税化、こちらの方が影響してきているというところでございます。

それと繰入金、これは財政調整基金の繰入金金が皆減ということで14億100万円の減ということで、こちらの関係では歳入に対する繰り入れがゼロとなったところで、財政当局は「収支均衡がとれた」という言葉であらわしております。

繰入金のところでは、それともう1つ、公共施設等整備基金繰入金、これは本

庁舎の建てかえが終了したということで、こちらの方も減になってございます。

歳出予算の方に参りますと、1枚おめくりいただきまして、こちらの方で「5ページ」と記載してあるところですが、教育費が平成26年度予算が202億7,400万円、平成27年度が249億5,800万円ということで、額にして46億8,400万円、率にして23.1%の増でございます。

内容については、後ほど、ご覧いただければというように思います。

1枚おめくりいただきまして、平成27年度の重点事業、教育委員会が取り組む重点事業といったところでの各事業、それと、説明の内容を記載した資料をつけさせていただきました。

3枚おめくりいただきまして、教育費の各歳出予算の大きなところも資料として添付させていただきました。

教育総務費に関しましては、人件費で1億2,303万7,000円の増。これは教育支援センターの人員増、それと学力向上支援事業経費ということで8,738万円の増ということで、学習指導講師の増。土曜授業プランの関係で、勤務時間数が若干変わる可能性もありますので、ちょっと幅を持たせてお話しさせていただいているのですが、28名から30名の増といったところを考えてございます。

小学校費のところ、大きなところで申し上げますと、学校改築がございますが、特筆できる点では、教育活動費で2億5,771万4,000円ということで、内容的には、電子黒板、デジタル教科書等の増といったところで、ICT化の推進を図っていくと、先般お話しした内容がこちらの方に入っております。

中学校費のところでは、特筆するということ、施設改修ということがございますけれども、こちらでは、平成26年度に先行して校務支援システムを導入しておりますので、増減についてあらわれていないといったところがございます。

それと、幼稚園費では私立幼稚園の事業経費ということで、今般の事業の見直しと新たな新設といったところでの増があります。

あと、社会教育費では、あいキッズ事業ということで5億108万円の増ということで、全校が新あいキッズを展開していくという内容でございます。

それと、1枚、また、おめくりいただきまして、見ていただきますと、普通建設事業費とそうでない建設事業といったところで、こちらの方の経費を書かせていただいております。

かなり普通建設事業を除いても大きな増が出てきているということで、小学校費に関しては総額で3億円余の増になっているといったところが見てとれると思います。

また1枚おめくりいただきまして、組織改正といったところで、こちらは政策経営のところでございますけれども、この項の8ページを見ていただきますと、教育委員会事務局の再編といったところで記載している部分がございます。

こちらでは、教育委員会のところで、庶務課、これが教育総務課という名称に変わります。人事関係事務の集約、学校令達予算の関係について、今後は教育総

務課の方で担っていくという形になります。

新たに教育支援センターができる関係で、こちらには記載してございませんが、教育支援センターの方にあるのですが、ICT部門について、教育総務課から支援センターの方に移っていくという内容になります。

2の学務課、ここが子育て支援制度の新設と関連事務のために幼稚園係を設置いたしまして、幼稚園係が学校運営係から独立いたしますので、幼稚園学校運営係と学校保健係を統合して事務の平準化を図るところでございます。

それに、この特別支援教育関係の事務を再編するということで、こちらの事務に関しましては、指導室に移管していくというところでございます。

指導室の方では、教育支援センターの準備担当を廃止するなど、教育支援センターとの事務の分化等を図りつつ、ただいま申し上げました学務課からの特別支援教育係の部分を吸収していくという内容でございます。

教育支援センターについては、先般、指導室長の方から機能についてお話がありましたので省略させていただきます。

続きまして、新しい学校づくり、こちらの方を、スタッフ職からライン職に変えるということで名称の方を変えてございます。

それと、教育委員会事務局の副参事ということで、施設整備担当の課長職をスタッフ職として迎え入れるようなこととなっております。

続きまして、こちらの方、次のページからは、区役所全般の、区全体の組織の改正といったところが2枚ありまして、その後ろの組織数の対前年度比というところで記載してございます。参考にいただければと思います。

その後ろからは増減の説明が入ったものを記載してございまして、「教育委員会資料2-2」というところを頭の上のところまで進んでいただきますと、今、申し上げました教育委員会事務局の組織改正概要というところで記載してございまして、今回の改正の検討の方向性ということで、教育委員会事務局を躍進させていくんだということで、効果的、効率的な組織体制の構築。

あと、飛ばしますが、(3)の簡素で分かりやすい組織に再編していくといったところを目指して組織改正をしてまいりました。

その後ろの、次の2/6ページのところで、新組織における新たな組織、教育総務課からありまして中央図書館までの係、その横に書いてありますのは定数でございます。庶務係が6、計画係が4、学校職員係が7、トータルで教育総務課は17名の体制で臨んでいくといったところでございます。

その次のページからは各課の担う職を記載してございますので、後ほど、参考にいただければと思います。

次に、職員定数についてということで、総務の人事課の方でつくった資料なんですが、こちらの方を2枚おめくりいただきまして、5ページのところです。

教育委員会の定数の増減の説明が入ってございます。

平成26年度が151名、平成27年度が163名ということで、差し引き12名の増。

学校関係につきましては183名が176名ということで、学校調理業務委託

化、2校が委託していきますが、7名の減といった内容でございます。

最後のところに、その組織機構図という形で掲載させていただいています。

もう1点、こちらの資料で入れさせていただいたんですが、「躍進する教育委員会事務局の取り組み一覧」といったところで、予算額の推移、それと事務改善等を行った資料を添付させていただきました。

表紙のところに「財政上の措置を伴うもの」ということで、こちらは新規に取り組む、平成26年度から30年度の事業量として50億117万3,000円というところであります。

教育支援センターのところ、それと校務支援、教育ICT。それと、拡充事業といたしまして、平成26年度、平成27年度の予算比較というところで、学習指導講師の充実ということで8,700万円余の増額になるのでございますが、これを平成27年度から30年度という形で上と同じようにしますと、3億5,050万4,000円の増というところでございます。

介添員の充実ということで380万6,000円。これも4年間の事業経費にしますと1,522万4,000円という形で、あいキッズを除いたソフト経費として53億6,590万円というようにあいらります。

そのほかに校務支援システムを導入してまいりますので、回線の増強を図ってまいります。回線の増強のために、5億から6億という形で総務費の方に計上していくというものがございます。

それはIT推進課の方の事業になってまいりますので、そちらの方に計上していくわけですが、5年間トータルで60億弱という形になります。

額で分かりやすいといえば、大規模小学校、板橋一小の建築総額が、大体、5年間で29億円です。この29億という額を比較しますと、2校分に相当し、このソフト経費を5年間の投資経費と、大体、改築と同レベルの経費を投入していくのかなというように思っております。

その、細かな点については1ページに書いてございまして、右の事務改善等におけるというものがこの平成25年度から平成27年度にかけて取り組んできた教育委員会の改善した事務事業、もしくは拡充した事務事業といったところで、2ページ目以降にそちらの方を記載させていただいています。

1ページの方では、1枚おめくりいただきますと、教育支援センターから始まって、あいキッズまでといったところで、こちらの方を記載してございます。

それと、2ページのところで、手前みそになりますけれども、もう1枚めくっていただきますと、9番目の左側に9の項がありますけれども、学校法律相談ということで、板橋法曹界と協定を結びまして、学校におけるトラブル、保護者とのトラブルだとか、学校内のトラブル、それについて法律相談ができるようになったとか、そういったような取り組みを各課で取り組んできたものを記載してございます。

後ほど、参考に見ていただければというように思います。

駆け足で申しわけないのですが、続きまして、こちらは地教行法の改正に関することで、日程の議案第6号の3、6、7、8についてご説明させていただきた

いと思えます。

まず、議案第12号「東京都板橋区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」、9ページです、ここからは事務打ち合わせと、あと、報告等でお話しさせていただいた部分もございます。こちらは、本条の中で地教行法の改正がございまして、条ずれが生じるということでございます。

情報の中身は、本来、教育委員会が担う部分についてのスポーツに関する事、文化に関する事について、条例で定めることによって、首長、教育団体の地方公共団体の長が担うことができるという内容のものでございます。

議案のこのところに入りますと、2つ飛んでいただきまして、「17ページ」と記載してあるところで、東京都板橋区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。こちらは、教育長が一般職のところから特別職になるといったところで、このような形で、第1条をちょっと読み上げます。

第1条中「区長及び副区長の給与の額」を、しばらく飛びますが、1行置いて、「特別職の報酬及び給与の額」というように改めまして、教育長がここの中に入ってまいります、その2項の2号に、「区長、副区長及び教育長の給与の額」といったところで、こちらの方に入ってくるという形になります。

それと、こちらの付則の2に書いてありますとおり、新教育長、俗に言うとそのように申してございましたが、その新教育長がなされるまでは、この適用については旧法のままといったところで、経過措置を設けるといったものでございます。

もう1点、「議案第16号」と書かれております東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例といったところで、こちらは、新教育長になるために教育委員長が廃止されるというところで、「委員長、委員長職務代理者」を「委員長、教育長職務代理者、委員長職務代理者」に改めるものでございます。

別表のところでの委員会の部の委員長の項を削るといったところがあります。

こちらの方も同様でございまして、付則の2に同様の記載がございまして。

次です。議案第18号ということで、8の項でございまして、東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例ということで、こちらの第2条第1号中「(教育長を除く。)」を削るとございまして。

こちらは、今現在のところの条例を読み上げますと、定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるということで、1号のところ職員の規定がございまして、板橋区の職員であって、地方公務員法第3条2項に規定する一般職の職員ということで、教育長が一般職に定義づけられておりましたけれども、その教育長を除くといったところが括弧書きであったものを取り除くということでございまして。

この項については、以上でございまして。

続きまして、若干、戻っていただきます。

議案第6号の5、職員の配偶者同行休業に関する条例でございまして。

こちら、先般の教育委員会の方で説明した内容でございまして、優秀な職

員が、配偶者が海外等へ転勤した際にその身分を失わないようにといったところを目的に改正するものでございまして、13ページです、1枚おめくりいただきますと、幼稚園の「15ページ」と書いてあるところなのですけれども、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正ということで、こちらが当教育委員会の方で関係してくるところでございます。

前は単独の条例で、こちらの方を教育委員会の関係する条例ということで教育委員会の方に付議させていただいてご決定いただいたところなんですけれども、区長部局の方で、こちらを職員の配偶者同行休業に関する条例ということで一本化して成案していくというところが変わっているところがございます。

参考のため、「庶一1」のところで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う対応、こちらの方の左側に、改正地教行法に関してのポイントということで、ポイント①ということで、新教育長の設置、改正地教行法についてということで、ポイント①新教育長が設置されますということで、委員長職が廃止されること、委員長の役割を新教育長に一本化していくということ。それと、新教育長の選任に当たっては、議会の同意を得て、区長が直接任命していく。任期は、現行4年ですが、3年になる。

新教育長が教育委員会の構成員でなくなる、委員ではなくなるということです。特別職の身分が変わっていくというところがございます。

それと、ポイント②として、法改正後の教育委員会の位置づけですが、引き続き、独立した執行機関として存続する。委員の皆様の任期は4年。教育長は3年ということがございます。

教育委員会と区長の職務権限のところの関係について変更はない。

それと、教育委員会によるチェック機能の強化ということで、委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求ができるというようになります。

それと、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務が生じてくるということがございます。

それと、ポイント③としまして、区長の権限の強化ということで、総合教育会議の設置とその主催。

構成員は、区長と教育長、教育委員会で構成されていくということと、その総合教育会議において、大綱の協議・調整を行うというところがございます。

その2のところ、今、ご説明して分かりづらくて申しわけなかったんですが、(1) 条例改正、この部分がただいまご説明したところでございます。

それと、(2) の規則改正については、次の次の第5回の教育委員会の方で諮らせていただきたいというように考えてございます。

条例の施行は、平成27年4月1日というところがございます。

私からの説明は以上でございます。

次 長 全部説明してありますので、今申し上げたところが変更点、今回ございました新規のものと変更のところをご説明しました。  
以上です。

委員長 　では、内容が非常に多岐にわたりましたが、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 　予算に関しては、学習指導講師の人数が増えるとか、あと、電子黒板についてとか、学校の現場の方からのご要望が強かったことが今回こうやって実現されるということで、事務局の皆様にご努力いただいて大変よかったと思います。ありがとうございます。

　あと、この資料の「躍進する教育委員会事務局の取り組み一覧」というのを拝見させていただきましたが、学校に伺って、校長先生などから、例えば私費会計の件ですとか、あと、細かいことでいうと移動教室に行ったときの携帯電話の件とか、ご要望をいただいて、よく伺っていたんですね。

　そういうことが全部細かいこともこういうふうに変わってきたんだということが、ほかの課についてもいっぱい書いてあって、事務局の細かい部分まで、私たちはちょっと分からなかったところがよく分かり、大変この資料は参考になってよかったと思います。また、もっとよく読ませていただきます。ありがとうございました。

委員長 　予算に関しましては、大変頑張っていていただいて、増加したのは非常に結構だと思っております。

　当然ながら、教育支援センターができたり、給食の委託化とか、費用が増えてくる部分はあるとは思うのですが、それ以上に増えていたのではないかと考えておまして、大変喜ばしいかと思っております。

　ただ、校長先生あたりに伺いますと、学校令達予算をしっかりと、欲しいという言い方はおかしいですね、たくさんあると色んなことができるのでやりやすいんだというお話は伺ったりしておりますので、どちらかという、余り用途が指定されない予算、学校の判断で使えるような予算があるといいなというお話を伺っております。

　あと、ICT化で回線の増設というのもありましたけれども、同時に、電源の改修が必要ではないかと思っております。

　学校の電源は意外と容量がないので、先日、板一小に行ってきましたけれども、充電器が、タブレットを一斉に充電するとなるとかなり電源を食うので、そういった回路が、各教室とは言わないですけども、何カ所かに必要なのではないかなということで、多分、電源関係の増設というのが出てくるのではないかなと思います。そんなところですかね。

　ほかに、何かございますか。

松澤委員 　色々、多岐にわたってこういった資料をつくっていただきまして、まだゆっくり見ていないのですが、先ほど、新しい学校づくりの課の編成があるようなことをちらっとおっしゃっていたんですが、そういった話で、具体的に分かつ

ていらっしゃるところというのをちょっと聞きたいなとは思ったんですけれども。

新しい学校づくり担当課長

そういう意味では、工事の方は営繕の方でやっていますけれども、学校の要望を最初に受けるのは教育委員会の私ども新しい学校づくり担当課です。

そこで、一回、職員が見に行きます。それで対応はできませんので、その後、また、営繕の方に話をして、営繕で行く。どうしてもツークッションぐらい入ってしまって、学校からすると、窓口は1つでそこに言えば自分たちの要望がかなうようなシステムにしてくださいというのがかねがねありました。

それなので、一番いいのは営繕課の教育の部分が教育委員会に来るのが一番よかったんですけれども、体制に関して、区長部局と教育委員会の2つに分けることによつてのデメリットも生じます。今は1つで、何かあったときには、去年のトイレの改修などがそうなんですけれども、営繕の中に教育部門と区長部局の教育以外のところがあるんですが、同じところであれば人が足りないときにもやりくりができます。これが部が変わったりするとそのやりくりができませんので、そういう課題もありまして、結局、担当の係は向こうに残っているんですけれども、そこを所管する、今回、副参事、課長級がつかえました。

教育委員会と兼務していますので、逆に教育委員会の方でのお願い事項だとかでやらなくてはいけないことは、その副参事の方から営繕課の職員に命令もできます。本当は部隊全部、教育の方に来ていただくのが一番よかったんですけれども、そんな形で配置されております。

ちなみに、新しい学校づくりは、今回、2名、建築1名と事務1名増になっています。これは、これから増築する志四小だとか、金沢小学校の増築、それと、今、大規模をやっているのが志五小と下赤とありますけれども、これが2年目。来年から、また上四小学校と西台中学校の方の大規模改修が入りますので、そういうところで2名の増という形になってございます。

松澤委員

ありがとうございます。以前から、そういった工事の件で自分の方も幾つか案件を聞いていたのですが、そういった形が、すぐこういった形でやりやすいようになっていくことは非常によかったなと思います。

新しい学校づくり担当課長

その副参事ができることによって、かなり専門的なことも含めて、学校からの要望、委員の皆様が学校に行かれたときの要望だとかということにも、今度は教育委員会の方にも参加しますので、技術的なものに関して、今後、より以上に詳しい説明ができるのではないかなというように考えております。

委員長

そうですね。志五小も改築をやっておりますけれども、体育館にがらりができて風がピューピュー入ってくるという、それが業者の説明では法的にはつけなければいけないんだということらしいのですけれども、本当にそうなのかというのが非常に疑問で、そういったことをきちんと解決していただける方が身近にいるといいかなと思います。

新しい学校づくり担当課長 志五小の体育館ですが、下から風を入れるようながらりがついているんですが、かなり長いやつが何個かついています、適切なものだと思いますけれども、実際に体育館の中に入ると風がビュービュー入ってくるのは事実なので、今すぐに対応をしなくてははいけない。

要するに、学校施設に関して、営繕課の職員が学校施設のどの箇所か分かっているといかないといけなことが多々ありますので、できることだったら教育委員会の方にその組織を持ってきたかったんですけども、今回はその部隊は全部持ってこられませんでした。けれども、新たに担当の建築職の副参事が兼務しますので、今まで以上に学校からの要望は改善していけるのかなとは考えてございます。

委員長 多分、想像では、法的には別の除外例とかそんなので免れるのがあるんじゃないかと思ひまして、板三中の体育館はがらりがあるんですけども、その前に扉があつて閉まったりしますから、そんなやり方もあると思ひます。だから、その辺の詳しい方がいると一番いいかと思ひます。

学校によっては、廊下にながらりがあつて、あきつ放しで、結局はベニヤ板で塞いでいるというところも何校かありますから。

新しい学校づくり担当課長 下赤小もそうだったと思ひます。志五小ががらりのところを完全に、今は寒いので風が入ってこないように塞いでいましたので。そういう状況もあるので、改善しなければいけないものはどんどん改善していきますし、改善する前のところで、設計書のところで、専門的にちゃんと学校を利用する立場からつくっていただかないといけなので、ちょっと一歩ではございますけれども、その担当の副参事に、かなり今後は注文と是正とができるのかなというようには思ひています。

今まで、執行委任なのでどうしても頼まれてやっているという部分があつたと思ひますけれども、教育委員会の中に入つていただいて、直接、今の学校のしなくてははいけなところを、受けとめて工事の方をやっていただければいいかなと考えてございますので、一歩は前進すると思ひます。

委員長 ほかにございますでしょうか。いいですか。

(はい)

委員長 では、たくさんありましたけれども、日程第三 議案第6号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○専決処分

1. 専決処分の報告について（学校給食費請求事件の通常訴訟への移行）

（学－3・学務課）

委員長 それでは、専決処分を聴取します。専決処分1「専決処分の報告について（学校給食費請求事件の通常訴訟への移行）」について、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、専決処分の報告について、学校給食費請求事件の通常訴訟への移行についてご説明をいたします。

資料は、「学－3」でございます。

1、報告理由でございます。

普通地方公共団体の申し立てにより発せられた支払督促に対して債務者から適法な異議の申し立てがあった場合には、支払督促の申立時に訴えの提起があったものとみなされ、その訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならないとされております。

また、地方自治法第180条第1項の規定等によりまして、所定の額以下の訴えの提起については、区長の専決処分とすることができるとされております。

今般、学校給食費に係る支払督促申立事件が通常訴訟に移行しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

2、事件の概要でございます。

被告は、平成24年、25年度分の学校給食費、合計89,405円を滞納しておりまして、これまで催告を行ってきましてけれども、これには応じなかったものでございます。

区は、平成26年11月4日に学校給食費の一括支払いを求めて東京簡易裁判所に支払督促を申し立ていたしました。これに対して、被告は分割での支払いを求め、支払督促に対して適法な異議の申し立てを行ったため、当該支払督促が通常訴訟に移行いたしました。

また、通常訴訟に至るまで、新たに3万198円が滞納となりましたため、合計で11万9,603円の訴えの変更を東京簡易裁判所に申し立てしました。

同日、第1回口頭弁論期日が開かれ、話し合いを行いました結果、裁判所により和解がなされました。

専決処分日につきましては、平成26年12月3日でございます。

なお、和解の内容としましては、分割による支払いを行うというものでございました。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 この件に関しては分かりましたが、こういうふうな裁判になったりする前の段

階で、学校で実際に給食費の滞納問題というのはどうなっていますでしょうか。

学務課長 滞納が発生した場合には、学校におきまして、まず、面談ですとか文書をお渡ししたり、電話や訪問をしまして督促をさせていただきます。

その中で分割の相談もさせていただくんですが、それでも応じていただけない場合、6か月以上未納になっている場合には、区長名により督促をさせていただきます。それを経て、最終的にまた催告をしますが、そうしたプロセスを経ても、なお、まだ応答していただけない方に対して、教育委員会の方で対象者を絞りまして、今回のように支払い督促という形で裁判所から督促をさせていただくという形で実施しております。

高野委員 学校で担任の先生や、副校長先生がかかわったりとか、先生方のご負担も増えると思うので、なるべくこういうものが減っていくことがいいのかなとは思いますが、できれば。

学務課長 こういうことがきっかけで分割にさせていただけるということでしたので、今後もしっかり実施していきたいと思っています。

委員長 今、実際に、ほかにも滞納の案件はあるんですか。

学務課長 はい、ございます。ただ、毎年、最終的にはお支払いいただけているという状況もございまして、残った数名というところで、1名、2名、そういう状況になる場合がございます。

委員長 この方は決定で分割が決まって、実際に支払いそうですか。

学務課長 2月から支払いをしていただくという状況になっておりますので、これからですが、そういうことになると思います。計画的に納めていただければ、年内には終了するという事です。

委員長 本当はきちんと払っていただくのが一番、経済的状況等は別に考慮されると思いますが、恐らく、これはそういう問題ではないと思うので、しっかりと払っていただくよりしょうがない。

学務課長 はい、分かりました。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 文教児童委員会報告（H27. 1. 22）

（資料・次長）

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童委員会報告（H27. 1. 22）」について、次長から報告願います。

次長 それでは、資料の方をご覧ください。

1月22日に開催されました文教児童委員会の内容でございます。

まず、陳情と報告と所管事項調査が一緒に、当日、行われました。

陳情の方でございますが、第127号と第134号、子ども・子育て支援新制度にかかわる陳情でございます。

この審議の中では、特に幼稚園が新制度に移行するという事も含まれまして、待機児解消に幼稚園の活用をしていったらどうか、あるいは認定こども園化の今後の可能性、また、保育園側での待機児解消対策だけではなく、幼児からの教育ということも進めていったらどうかというようなご意見が出てございました。

あと、あいキッズが新しい制度に移行するという事で、国の子ども・子育て支援新制度との関連性、適合性についても議論がなされました。

最終的には、継続審査を主張する方と採択を主張する方がいらっしゃいましたが、賛成多数で継続審査となつてございます。

続きまして、教育委員会関連の104号、128号でございまして、新あいキッズについての審議でございます。

こちらについては、特別な支援を要する子供への対応、あるいは配置職員の状況等、質疑がなされましたが、こちらも採択を主張される方と継続を主張する方がいらっしゃいまして、賛成多数で継続審査となつてございます。

続きまして、教育委員会の動きについてご報告をいたしました。

また、教育科学館指定管理者の管理及び運営強化についてもご報告をさせていただきました。

評価の内容等について質疑がなされましたが、ご了承いただいております。

また、プラネタリウムの今後の方向性等についても、色々、ご意見が出てございました。

内容については、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 最初の、保育園待機児童のお話なんですけれども、板橋区の方では、保育園の待機児童でお待ちになっている方というのはどれぐらいいらっしゃるかと。と、1人のお母さんに対して3人兄弟ですとか、2人兄弟の方が、別々の保育園にまたがって行っていらっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、それについては、今、どういった現状になっているのか、ちょっと聞きたいということで

すけれども。

次 長 待機児については500人程度だったと思うのですが、来年度は、スマート保育等を活用しますので若干減少いたしますが、まだ全て受け入れるという状況にはならないようでございます。

また、学年をまたいだお子さんの状況については、所管が子ども家庭部ですので、私どもではちょっと把握していないので、そういった実態があることは聞いてはおりますが、もし必要でございましたら、改めて調べて、今度、ご説明いたします。ちょっと私どもでは把握していません。

委 員 長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

○報告事項

4. 人事情報 (都費職員 平成27年1月分)

(指-1・指導室)

(区費職員 平成27年1月分)

(庶-3・庶務課)

委 員 長 報告4「人事情報」について、初めに、都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指 導 室 長 指導室、「指-1」の資料でお願いいたします。

まず、正規職員につきまして、括弧内を含めて、減1です。

再任用の方がご退職されたということで、1名減になっております。

休職者等のところですが、増4の、減4。

増4は、育休が2名と病休が2名で、増4。減要因は、育休からの復帰が4ということで、プラマイゼロです。

期限付任用教員については、数は変わっておりませんが、増減1ずつあります。

非常勤につきましては、学習指導講師が1名減になりました。2名増の3名減です。今日現在ではさらに2名減ということで、今日現在は146になっております。

この減の要因は、免許を持っている人がいるために、育児休業の後補充でとられるケース、これは区内だけではなくて、ほかからも持っていられるケースがあります。

育休の教員というのは、東京都全体で名簿を持っていて、そこにアタックするというのが先なのですが、アタックしてもこの時期は皆さんもう埋まっています。どうしても取れないということで、免許を持っている方が持っていかれてしまうということがございます。

その他の非常勤職員については変更ありません。

指導室は、以上でございます。

庶務課長 では、私の方から。一般職、再任用、再雇用の部分での異動はございません。  
裏面を見ていただきますと、非常勤職員のところで、特別支援学級介添員、それと社会教育指導員について、1名ずつ増になってございます。  
介添員につきましては、志村小学校の方でありまして、それと社会教育指導員に関しましては、大原社教の方で欠員が補充されたところでございます。  
以上でございます。

委員長 意見、質疑等がございましたら、ご発言ください。  
ほぼ変わりなしということで、相変わらず病気の先生がいらっしゃるのはちょっと残念ではございますけれども、指導講師の方は来年から人数も増えるということなので、しっかり集めていただければよろしいかなと思います。

指導室長 来年度の分は、今、面接を実施しておりまして、来年度の定数は、一応、埋まる予定でございます。

#### ○報告事項

#### 5. 請願・陳情の処理結果について

(庶-4・庶務課)

委員長 では、報告5「請願・陳情の処理結果について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 こちらは区議会におきまして採択された当教育委員会の方の案件について、陳情処理、その分について報告するものでございます。

1枚おめくりいただきますと、その次のページです、陳情104号ということで、新あいキッズに関する陳情第1項、アンケート調査結果ということで、処理結果ですが、読み上げます。

新あいキッズ実施校11校に対し、7月にアンケート調査を実施、4月から7月にモニタリング調査を実施するとともに、「ご意見ボックス」の方を設置いたしました。

おやつ(補食)の内容や量は区の栄養士、大学の専門家に相談し、食育の観点も踏まえて検討し、対応方針をまとめたものでございます。

事務量の削減等、現行制度を見直し、指導員の配置数を削減した。それと、児童への安全管理や関わりなどに要する指導員の配置は現行制度と変わらないといった内容で、区議会の議長の方に報告するものでございます。

この件については以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
要するに、陳情に対してこういう処理をしたということで、補食の内容は具体的には変わるんですか。

学校地域連携担当課長 従来型のあいキッズの方では、これまでの学童クラブも同じ様な形ではございましたが、新あいキッズの方では一層補食に近い形で、5時からの提供というところもありましたので、その辺は配慮しているということで変えたところがございます。

記載のとおり、区の栄養士や大学の専門家、それと小児科医にも、一応、確認をとりながら進めています。

委員長 分かりました。具体的には、どんなものからどんなものになったという例はあるのでしょうか。

学校地域連携担当課長 失礼いたしました。よくあるスナック菓子というものから、旬の果物や小さ目のおにぎりといったような形で、より補食に近いような形での提供をさせていただいております。

摂取カロリーについても150から200キロカロリーということで、夕食にも影響が余り出ないような形でということでは変えたところがございます。

委員長 難しいですよ。夕食に影響が出ないような、でも、何となく夕食までもたせなければいけないような、非常に難しいとは思いますが、個々のお子さんによって違うので。

ほかにごございますか。

(なし)

#### ○報告事項

#### 6. 平成26年度 教育懇談会実施結果について

(庶-5・庶務課)

委員長 では、次に、報告6「平成26年度教育懇談会実施結果について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 先般の教育懇談会では、ありがとうございます。特に青木先生、ご講演ありがとうございました。

テーマを「学力向上のための家庭での取り組みについて～家庭学習の習慣化～」ということで取り組みました。

参加者の方ですが、総勢103名、保護者の方が81名ということで、昨年から比べますと数名少なかったというところですが、例年、同じような規模で実施しているところがございます。

2ページ目以降に、当日に発表されたものと、そのほか、各テーブルで書記の方に書いていただいたものを要約したものをこちらの方に記載させていただきました。ありがとうございました。

以上でございます。

委員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野 委員 青木先生の大変参考になるお話、ありがとうございました。

短い時間だったのですけれども、色々な小学校や中学校のお母さんたちと一緒にテーブルでお話をするということで、大変意味があったなというように思っております。

後で当日参加されたお母さんと帰りにお話ししたら、「ふだんの学校ではなかなか聞けないお話が聞けたので、参加してよかったです」というようなことをおっしゃっていました。

青木 委員 自分の反省も込めてですが、ちょっと話が長過ぎたなど。懇談の時間をもう少し長くした方がよかったかなと、個人的には感じております。

以上です。

委員 長 結局、来ていただいている保護者のご家庭は、大体、家庭学習をよくやっているとところの方が何となく来ておられて、本当は家庭学習を余りやらないんだという保護者のお話も聞きたかったかなというのが実はあったんですけれども、そういう話がほとんどなくて残念でした。

このアンケート結果というか、報告事項を見まして、「受験に向けて、塾の宿題が多く、それをこなすのに精一杯」というのがあったりして、学校の保護者においては、塾の宿題があるので学校の宿題は出してくれるなという要望を出す保護者もいるというように聞いておまして、ちょっとその辺は本末転倒かなという気がしないでもないのと、あと、ぱっと見た感じで、「夏休みの自由研究は板橋区でやり方を統一してくれたらいい」というもの、そうすると自由研究の意味がないというように思います。

そういうご意見を持っているご父兄のいらっしゃるんだというように、一応、解釈はしておりますけれども、なかなかこれは難しいなと思います。

青木 委員 1点だけ、いいですか。今、ざっとこの懇談の要旨を見せていただいて、何となく最終的な取りまとめというか、全体的にこういう意見が多かったとかというようなところは、もし、まとめがあったらいいなと思っています。

ちょっと皆さんの意見を聞いていて思ったのは、この中にもコメントが出てきているんですけれども、リビング学習はやっぱりそれなりにいいなというのをちょっと個人的には感じたということです。

あと、クラブの活動を通じて、部長になったとか、キャプテンになったとかで責任を持たせて勉強をやらせるという、これは1つ、取っ掛かりとしてはいいなと思ったので、何となくこういう意見があった中で、いいものはこれだというのがちょっとくっついていると後々いいかなと思いました。

以上です。

庶務課長 分かりました。取りまとめの際に、その辺のところもちょっと案として使わせていただいて、また、委員の先生方に見ていただきたいと思います。

青木委員 何となくこういう意見が多かったとなると、やった意義も、どこか方向性みたいな、周りの後で見られた方も感じられるかなと思いました。

庶務課長 まとめてみたいと思います。

青木委員 よろしく願いいたします。

委員長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

8. 区立幼稚園のあり方検討について

(学-1・学務課)

委員長 では、次に、報告8「区立幼稚園のあり方検討について」、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、資料「学-1」をご覧ください。  
区立幼稚園のあり方検討についてでございます。  
1番のパブリックコメントの結果について、ご説明させていただきます。  
1枚おめくりいただきまして、「別紙1-1」をご覧ください。  
区立幼稚園のあり方検討「中間のまとめ」につきましては、広報いたばし等を通じまして、10月18日から31日までの14日間、意見を募集いたしまして、その結果、15人の方から32件のご意見をいただきました。  
具体的にご意見の内容及び区の考え方につきましては、次のページ、「別紙1-2」をご覧ください。  
ご意見の内容を大きく9項目に分類させていただきました。  
ピックアップしてご説明をさせていただきます。  
まず、1番、幼稚園の対応等に関する要望。  
これについては7件、同様のご意見がございました。  
ご意見の内容としましては、保育年数についてのご要望。  
これについては、2年保育のよさについてのご意見と、3年保育の試みについてのご要望がございました。  
また、延長保育についても、要望がございました。  
区としましては、3年保育、延長保育については、周辺の私立幼稚園の受け入

れ状況等も踏まえて検討していきたいと考えております。

また、区立幼稚園の移転、新設等についてのご要望もございました。

次のページになりまして、2番になります。最低人数については、3件のご意見がございました。

内容としましては、小規模になってしまった場合、行事をするときの工夫をしてみたらどうか、それが特色になるのではないかとといったようなご意見ですとか、最低人数について判断する時期はいつでしょうかなどの意見。また、10人とした根拠は何かということでもございました。

区の回答としましては記載のとおりでございますけれども、最低人数につきましては、4月1日時点の人数で判断をしたいと考えております。

続きまして、3番、少人数保育についてのご意見については6件ございました。少人数保育のよさ、メリットについてのご意見でございました。

保護者同士も園児同士も結びつきが強くなるというところで、そういったよさについてのご意見でございました。

それから、そのほかに多かったご意見としましては、少し飛びまして、3ページの5番、改善・猶予期間の必要性、存続の要望等、これについて11件ございました。

区立幼稚園の認知度が低く、これまで改善の努力をしてきたのでしょうかといったご意見ですとか、また、何年かの猶予が必要ではないか、地域の方々が納得できる説明が必要であるといったようなご意見などです。

区立幼稚園につきましては、情報提供は、今後とも区としてしっかり行っていきたいと考えております。

そのほかのご意見と区の回答につきましては、記載のとおりでございます。

パブリックコメントにつきましては、簡単ですが、以上でございます。

続きまして、別紙2「区立幼稚園のあり方検討最終報告（案）」についてご説明いたします。

今、ご説明しましたように、中間のまとめについて、区民の皆様からご意見をいただきまして、これを踏まえて、検討会ではさらに検討を行いまして、今回、最終報告の案として取りまとめを行いました。

中間のまとめの内容から大きく変わったものはございませんけれども、下線を引いてある部分に変更・追加等をした部分、あるいは、一部、順序の入れかえを行っております。

追記した部分ですけれども、まず、7ページの下線部分のところですが、一番下のところです。

パブリックコメントのご意見を踏まえまして、「本文中に施設型給付を受ける幼稚園という表記がありました。これはどういう意味でしょうか」というご意見がございましたので、こちらに関する注釈を追記いたしました。

続きまして、8ページの(2)保護者ニーズの多様化への対応の部分ですが、下線部分の3歳児保育等の検討につきましても記載ですが、中間のまとめでは少し詳しく書いておりましたが、ここでの記載は簡略化しまして、具体的な内容に

については10ページの今後の検討課題というところに中間のまとめと同じ内容で記載をし直しました。

それから、同じく10ページの今後の検討課題のところ、3歳児保育・認定こども園化の検討、このほか、適正規模の部分を追記いたしました。

適正規模、1学級の上限の検討についてということですが、検討会においては、小学校1年生は1学級35人であることも踏まえて、幼稚園では、現行、1学級35人の上限を歳児別に若干抑えて設定すべきではないかという、こういったご意見もありましたので、今後の検討課題として記載させていただいております。

また、10ページの最後の下線の部分ですけれども、パブリックコメントのご意見を踏まえまして、区立幼稚園についての情報発信について、今後も一層分かりやすい情報発信に努めていくという内容で追記をいたしました。

最終報告につきましては、この後、文教児童委員会に報告を行いまして、『広報いたばし』への掲載、説明会等の実施も予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 このパブリックコメントのご意見を読ませていただいて、区立幼稚園に対する認知が低いんだなというのは改めて感じました。

私自身も自分の子供を幼稚園に入れるときに、まず、区立はどこがあるのかなと思ったら、高島平の方面に2つあるということで、まずは通わせられる場所ということで、自分自身の経験でもそういう意味ではちょっと選択の外側に行ってしまったので、ずっと区立の幼稚園については余り知識がないまま過ごしてしまったと思うのです。

やはり、その土地の地域性もあるのですけれども、全体の区の、区立ということなので、情報をしっかり発信していくことは改めて大切だなと思いました。

あと、もう1つ、この認定こども園化ということは、私はこの高島平地域の保護者の方のニーズを拝見して、これから高島幼稚園とか、あの地域で区立の幼稚園がますます価値を出していくためには、認定こども園としてのことを検討していくのはとてもいいのではないのかなと個人的には思いました。

それと、あと1つ、ちょっと心配なことは、区立の幼稚園では私立に比べて配慮を要する園児の割合というのが高いんですけれども、今後、新河岸幼稚園がもしこのまま人数がずっと少なくなると経営ができなくなってくると、高島幼稚園に配慮が必要な方の入園の希望というのが増えていくのかなと思ったんです。

そうすると、高島幼稚園1園で受け入れていくことが可能なのかな、どうなのかなと、その辺についても少し検討していただきたいなと思いました。

学務課長 区立幼稚園の今後については、こちらに記載のとおり、認定こども園化ですとか、時代に合った、保護者ニーズに合った検討をしていくべきだと考えておりまして、そのあたりはしっかり周辺の状況も踏まえて、今後、検討してまいります。

配慮を必要とするお子さんの受け入れについてですけれども、ご指摘のとおり、新河岸幼稚園が今後どうなるかというところで課題になるのですけれども、高島幼稚園についても一定程度受け入れが必要になってくるということになると、やはりそこだけで受け入れが可能になるかという問題がございます。私立幼稚園に対する何らかのフォローですとか、受け入れ体制の整備について、区の方からもアプローチをしながら、全体として受け入れが可能になるような方向に区の方としても誘導していかなければいけないのかなと考えております。

次 長 あと、すみません、特別な支援を要するお子さんなんですが、あいキッズも同様なんですけれども、やっぱりここの幼稚園、あいキッズで受け入れていくということも大変大事なことだと思うのですが、それなりの特別支援学級のようなきちんとした考え方に基づいた対応というのを民間の療育施設等でっておりますので、かなり併用されている方も多いですね。

そこでの対応というの、区全体として、幼稚園で受け入れるという部分と、そういう民間の施設を増やして行って両方でトレーニングしていくというようなことを考えていかなければならないと考えていますので、子ども家庭部、あるいは福祉部と連携した対応を今後とっていきたいと思っております。

青木委員 教育委員の皆様への情報共有が私自身おくれているところがあるので、ちょっと情報提供です。学校整備週間で新河岸に行かせていただいて、今年の園長さんから色々伺った中で非常にすばらしいなと思ったのは、現状の在園児は少ないという問題を抱えているのですが、新河岸幼稚園自体は遊具や園庭も非常に充実していて、プールまであるというところで、そこを生かすために、周りに私設の幼稚園が幾つかあるので連携しているというお話を伺いました。

要するに、在園児が少ないから子供同士のコミュニケーションがとれないというのではなくて、周りの幼稚園の園児さんたちにどんどん入ってきてもらって、それで一緒に遊ばせる。それから、プールやシャワーを日替わりで順番に使うとか、周りの幼稚園にないので非常に喜んで使ってもらえるというようなことを伺いました。

そういう形で子供同士のコミュニケーションが、幼稚園を超えて広がるのであれば、少なくとも、子供が少ない幼稚園だからだめという結論にはならないのかな、と個人的にはちょっと感じたものですから、あくまで情報共有ということでお話したいと思います。

あと、あそこは遊具がほかの周りの幼稚園から見ても非常に多岐にわたっていて、山があったりして、そこを登らせたりというのはほかでは絶対にできないのでということで周りの幼稚園の方たちも非常に喜んでいてというようなことがあったので、ちょっとその辺の状況も見極めながら、今後、ご検討いただけるといいと思います。

勿論、園児以外の子どもを積極的に入れるということが方向的に正しくないという議論も当然あると思う、その辺も踏まえてご検討いただければと、よろしく

お願いします。

委員長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

9. 給食室大規模改修時保護者負担軽減補助金について

(学-2・学務課)

委員長 では、次に、報告9「給食室大規模改修時保護者負担軽減補助金について」、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、資料「学-2」をご覧ください。

給食室大規模改修時保護者負担軽減補助金について、ご説明いたします。

1、目的でございます。

板橋区立小中学校におきまして、学校大規模改修工事で給食室が使用できない場合に、区が給食の代替として仕出し弁当を提供いたします。

お弁当を購入しました保護者に対しまして、弁当の支払金額と学校給食費の差額を区が支給するものでございます。

2、補助対象者です。

工事により給食室が使用できない場合、児童生徒には、原則、仕出し弁当を食べていただきますが、この仕出し弁当を購入する区立小中学校の在籍児童生徒の保護者といたします。

3、補助額につきましては、仕出し弁当の月額支払金額と月額学校給食費との差額となります。

4、対象期間でございますが、平成27年2月となります。

対象校は下赤塚小学校でございます。

下赤塚小学校は、現在、工事中でございますが、予定では2月から給食を再開するという事になっておりましたけれども、工事の遅延によりまして給食開始が3月となっております。

既に9月から仕出し弁当の対応を行ってきたところでございますけれども、予定外の2月分につきましては、区が、今回、差額を負担するという事で、このスキームを適用いたします。

なお、平成27年度につきましても、工事期間中の対応としてこのスキームを適用することといたしまして、予定されております志村第五小学校、上板四小、西台中、以上の3校につきまして同様の対応をしております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今回の学務課長のご説明だと、下赤塚小学校に関しては、1月までの給食開始が

1か月延びたので、そのところについて補填していくという、そういう考え方で。

学務課長 下赤塚小学校については、当初お弁当ということでご負担いただいていたわけですが、原則としては、給食を提供するというのが区の責任ですので、その考え方が根底にあるのと、今回、下赤塚小学校は工事遅延というところがございましたので、それとあわせて2つの要因がございます。

今後については、同じように工事で給食を提供できない場合には、こういった形で基本的には区が差額を負担します。

高野委員 単純にこの1か月間、それは工事が延びて負担しますということで、その後、今度、平成27年度からは、4月から始まる学校についてはもう負担が決まっているということで、下赤塚小学校の方たちがこれをどのように受け取るかなと思いました。決定は2月にこれに間に合わせて決定したということなんですね。

学務課長 はい、そうです。

高野委員 そうすると、ちょっとその辺の議論が、いつ始まったのかということで。例えば1か月目の1月分についてはどうなんだろうかと、実際には去年の9月からそういう負担があったわけですね。

ここの延びた分の1か月分については負担しますということで、その後、今度は4月から新しい学校についてはその補助が始まるということで、それをどう受けとめるのかなと私自身ちょっと感じたものですから、補助について議論されるとか、決定するようになったというのは、下赤塚小学校が1か月延びたというところが発端なんでしょうか。

学務課長 いいえ。それもございますが、本来区として給食を提供する責任がございます。しかし、親子給食という形にする場合は、一定の条件が整わないとなかなか対応ができないというところがございまして、今までの考え方では、工事期間が一定の期間、長期にわたらない場合には自宅弁当又は仕出し弁当を食べていただくという形で、これまでお願いしてきたところです。

今年度、今後について、そういったやり方がいいのかどうかということをも十分検討いたしまして、区として責任を持って給食を提供したいというところに立ち戻り、準備を進めてまいりました。しかし、事務的にかなり整理する部分がございます。どうしても下赤塚小の開始時には間に合わなかったというところがございまして。

ですので、ぎりぎり2月のところからのスタートについては、事務的にも整理ができましたし、要綱等についても準備ができましたので、そこからスタートさせていただくということで、今回の決定でございました。

高野委員 分かりました。では、下赤塚小学校の保護者の方にはそういう経緯をしっかりと説明をお願いします。

こういう補助が出ることは私は大変いいことだと思っています。お弁当をつくるのが大変だからとかといって、学校を選ぶときにも、それがちょっと悩むところだったりするので、こういう形で補助していただけるのは大変ありがたいと思いますので。

学務課長 分かりました。

高野委員 下赤塚小学校の方には、十分にそのように説明をお願いいたします。

学務課長 承知いたしました。

松澤委員 私が整備週間で下赤塚小学校に行かせていただいたときに、やっぱり今と同じ様な意見で、子供たちが給食を楽しみにしていたというのを聞いていたので、この件に関しては少しでもそういった補助が出るということで、自分としては安心したんですけども。

やはり先ほどの学校の新しい学校づくりのところと関係してくると思うのですが、そこでその学校さんのお話を聞いたときに、給食室だったりというところを、夏休みに工事するだとか、色々なやり方があると思うのですが、そういったところをまたこれから区の方で改善していただければ、子供たちが校庭で遊べないということ、あと1つは給食です。

その2つのことをおっしゃっていらしたので、その点、また、学校づくりの方の学校専門の方だけ、そういうプランで、そういったことになるべく配慮していただくのと、あと、学務課長さんがおっしゃられた、そういう保護者への対応という面、その2つを、高野委員が言われたような形で、保護者の立場に立ってやっていただければいいなというように思います。

本当に、下赤塚小学校自体は仕方ないことだということで認識はされていたので、やはり工事は仕方ないと。ただ、遅延した部分に関しての話はやはりしていて、せっかく給食を楽しみにしていたということはおっしゃっていたので、そういったことをこれから配慮していただければいいかなと思いました。よろしくをお願いします。

新しい学校づくり担当課長 給食室の方の工事なんですけれども、今までの水で清掃するウエット型から、改築に当たりましては、衛生管理の面でドライ化を図っていますので、どうしても調理器具の間をあけないといけないので増築せざるを得ない。

これは、まさに下赤塚小学校がそうで、増築する部分を掘ったら、がれきがいっぱい出てきてしまって、2カ月の工事延長となりました。

夏休みはちゃんと挟んでいるんですけども、やはりその増築の部分もあわせてやりますので、どうしても6カ月から7カ月ぐらいかかってしまいます。ご迷

惑をかけております。

今後は、今回の下赤塚小学校みたいに掘ったらがれきが出てきたということですけれども、もう少し早目、早目で、増築の部分の対応を図って、最初に決めている工期で済ますように努力はしていきます。色々、今回、下赤塚小学校にはご迷惑をかけましたけれども、今後、そういうことのないようにしていきたいと思っております。

青木委員 すみません。私の職場でも全く同じことが起こっているんです。今の問題は、職人さんも足りなくなっている。オリンピックまでは待たなしてございまして、それで、平成27年度予定の方も、これはあくまでも通常の建設工期でということになりますので、営繕の方は当然もうこの辺は認識されていると思うのですが、多分、延びるんじゃないかなと思っています。

うちの食堂も、今、改築をやっていて、もう延びるのが決まっていて、どうしようというって、待たなして4月は始まるというのがありますので、この辺の対策は、営繕の方と組織もある程度柔軟な形で対応できるようになると思いますので、特にこの時期はもう延びるのを前提でご検討いただいた方がいいかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長 今まで、下赤塚小学校は、仕出しか、弁当持参かということだったと思うんですけれども、2月は全員仕出しになるということになるんですか。

学務課長 基本的には、仕出し弁当を食べていただきたいというのがスタンスでございます。

委員長 保護者さんのご意見によっては、仕出しの評判が余りよくないのもありますし、ここの仕出し弁当に関しては、学校の方はメニューとか中身について意見を言えるチャンスはあるんですか。

学務課長 ございます。随時、教育委員会と学校とで情報交換しておりますので、平成27年度について、また、業者を選ぶ際には、当然、何社かありまして選ぶということをしすし、内容については、随時、確認をして改善できると思っておりますので、その辺は調整してまいります。

教育長 よろしいですか。給食に関しましては、学校生活の中で子供たちにとって極めて重要な要因だと思っております。今、委員の皆様からご意見をいただいたようなことだというように思っております。

そういう意味で、給食を提供していくというのは行政の責務だと思っております。今回、仕出し弁当というようなことについては、そういう意味では、本当に次善の策ということで、本来でしたら、親子給食をやってでもきちんと給食を区の責任において提供していくと。したがって、工事のあるなしにかかわらず、給

食を提供していくのが我々の責任だと思っています。

そういう意味で、今回の対応について、本来のやるべきことができていないということの中で、当初の下赤小につきましては、仕出し弁当を斡旋するという考え方だったわけですね。

したがいまして、給食は休止してしまって、その間については、保護者の責任においてお昼を確保すると。その際に、便宜供与という意味合いで給食については斡旋するという考え方をとっておりましたので、当然、仕出し弁当を食べることについては、仕出し弁当に相当する金額を保護者からいただくというような考え方だったということなんです。

それについては冒頭申し上げたような考え方と相反する考え方だということに私は思っておりますので、今回、当然、本来でしたら給食として提供すべきところを給食ではないとしても、事業者に対して給食にかわる弁当ということで、極力、区が指定した、区が責任を持った、そういう内容のものを、仕出し弁当という形になりますけれども、代替給食ということで提供していこうというのが今回の考え方です。

したがいまして、極力、仕出し弁当を食べていただくということではなくて、給食の代替措置ですので、基本的には食べていただく。給食を提供する、形は違いますけれども、給食だというように考えていただいて、給食は子供たちにそれを食べていただくこと。

ただ、直接的な調理をする給食でないものですから、なかなか設備、多様性の面も含めまして、事業者が特にアレルギー対応については難しいだろうと思っております。アレルギー等々で対応し切れない部分については、大変申しわけないんですけれども、ご家庭からお弁当を持参していただくということに、これはならざるを得ないと思っています。

そういう形で、これからしっかりと区が責任を持てるように、仕出し弁当でありながらも、栄養面、あるいは量も含めてですけれども、しっかりと責任を持って対応して、栄養士もおりますので、栄養士も考えながらやっていこうかと思っておりますので、従来型の下赤小で今まで提供していた仕出し弁当の斡旋とは考え方も内容も違うというように思っていたきたいと思います。

それで、下赤塚小については、この2月からということで、高野委員さんがおっしゃっていたようなご父兄の不満なりご批判等については当然だと思っております。その点については、過去にさかのぼることはできませんので、十分にご理解いただけるようにご説明をさせていただいて、ご納得をいただきたいと思っております。

したがいまして、補助金となっておりますけれども、この点についても少し検討していかなければいけないかなと思っております。保護者にとってみれば、給食費は決まっております。給食の代替措置としての弁当提供ですので、その部分が安くなるのであれば補助金になりますけれども、給食費は変わりません。給食費としてお支払いいただきますので、それと仕出し弁当との差額の部分については区の給食にかかわる必要経費というように考えるべきなのかなと思ってお

ります。

その点については、少し内容的に検討させていただいて整理させていただきま  
すけれども、いずれにしても、保護者のご負担については給食費ということで進  
めていきますので、できれば平成27年度について少し整理をして適正な対応が  
できればなというように思っておりますが、少し予算の編成上の問題ですとか、  
他の部署との調整もありますので、その点についてはこれから協議させていただ  
きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員 長 従来からアレルギー対応で全くお弁当だったという方は問題ないと思うので  
すけれども、今までアレルギー対応の給食をとっておられた方がこれからは弁当に  
なってしまうなどというときの補助金が欲しいなどという意見が出てこないかな  
という気もするんですけれども、今の教育長のお考え方でいけば、補助金という  
形ではないので、その辺は納得してもらえるかとは思いますが。

それと、もう1つは、仕出し弁当は意外とパターン化されているのが多くて、  
せめて1カ月間はメニューが変わったものにしてほしいなと思ったり、場合に  
よっては、月水金と火木は別の業者にするとか、バラエティを変えていただいた  
方が子供にとってはいいんじゃないかという感じがいたします。

学務課長 現行においても、メニューについては小学校のお子さんたちに適したメニュー  
にするですとか、そういった形では配慮しておりますので、今後もその辺は十分  
注意して対応していきたいと思っております。

委員 長 ただ、温かいものがない。

学務課長 そうなんです。そこはちょっと、どうしても冷えてしまうものがあるので。

#### ○報告事項

#### 10. 教育科学館の臨時休館について

(生-2・生涯学習課)

委員 長 では、次に、報告10「教育科学館の臨時休館について」、生涯学習課長から  
報告願います。

生涯学習課長 それでは、板橋区立教育科学館の臨時休館について、告示及び区報、ホームペ  
ージ等で周知するものでございます。

休館の期間は、2月17日(火)から2月20日(金)の4日間でございます、  
休館の理由でございますが、給排水設備(加圧給水ポンプユニット)、これを  
老朽化により取りかえることになりまして、館内の水道と暖房が使用できなくな  
るためでございます。

区民の方には大変ご迷惑をおかけしますが、設備の取りかえ工事ということで、  
ご理解をお願いしたいと思っております。

こちらの方は、以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。  
設備の交換ということで、やむを得ないかと思えます。

○報告事項

1 1. 少年自然の家八ヶ岳荘の臨時休業について

(生-3・生涯学習課)

委員 長 では、報告11「少年自然の家八ヶ岳荘の臨時休業について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 続きまして、板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘の臨時休業についてでございます。休業期間は3月2日(月)から16日(月)の約2週間でございます。

こちらの休業理由でございますが、給湯ボイラーの老朽化により11月に不具合が生まれて、業者に見てもらったところ、取りかえ工事が必要ということでございまして、今回、工事期間中は厨房と浴室が使用できなくなるためでございます。

区民への周知は、告示及び区ホームページにより行います。

こちら区民の方には大変ご迷惑をおかけしますが、今回、予約が入っていないということをきちんと確認の上、日程を調整させていただいておるところでございます。

ご報告の方は以上でございます。

委員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
予約が入っていないというのがいいのか悪いのか分かりませんが、この機会にしっかり直していただけるとよろしいかと思えます。  
ちょっと、すみません。さっきので1つだけ言い忘れた気がするんですけども、教育科学館が休館のとき、駅で分かると僕は一番いいかと思えます。

生涯学習課長 分かりました。

委員 長 あそこまで行って休館と言われてしまうより駅で分かった方が、まだ。その辺で、もしあれができるんだったら。

生涯学習課長 その辺については、検討させていただきます。

○報告事項

1 2. 平成27年度教育支援センター実施事業について

(指-2・指導室)

委員 長 それから、報告12「平成27年度教育支援センター実施事業について」、指

導室長から報告願います。

指導室長 ステイプラーで留まっている冊子でございまして、番号はついていないですが、資料としては「指-2」です。

いよいよ4月から開設ということでございます。今、準備の最終段階に入っております。来年度の、とりあえず開設に向けた実施事業について、まとめたものでございます。

最初に、3ページ。研究・研修に関することですが、学校と色々やりとりをしている中で、この③にあります4年目から10年目までの教員の研修を充実させてほしいという要望がありましたので、これらを含めて、4ページ以降にあります現在、指導室で行っています教員の研修に加えて、先生方が色々な研修ができるような仕組みを整えているところでございます。

研究につきましては、9ページ以降になります。

この中で、後でまた、この次にご報告しますが、教育委員会としての研究校の指定を教育支援センターとしてもさせていただくことになっております。

そのポンチ絵が12ページにあります。右側にあります「応募による研究事業」、これは今指導室で行っている18校園の研究、奨励校とか研究校、委員の皆様方が発表会に行ってくださいのこれがこれです。

それから、左側にあります研究指定事業の中で、新規研究指定校10校、これは教育支援センターにおいて、こういう板橋の教育課題があるので研究をしなさいと指定するものです。

この研究指定校については、教育支援センターで、恐らく2月の予定になりますが、10校まとめて報告会というのを実施するというので、区全体に広めるという予定でございます。

次に、相談業務でございますけれども、21ページに全体のイメージ図をまとめました。

教育支援センターが教育総合相談の窓口を設けるということでございます。

今、指導室で基本的に扱っているような情報を支援センターの教育総合相談が一元的に全て受けます。子供の相談であったり、教員の指導力の問題であったり、学校経営の問題であったりということです。

特に、今、申しあげました学校経営の問題については、学校相談ということになりますので、指導室のパイプ、横につながっている矢印ですが、これで指導室と連携をとりながら学校経営をサポートしていくという、こういう体制をとっていくということでございます。

次に、人材コーディネートの事業については、23ページ以降ですが、図としては25ページの予定表を見ていただきたいと思います。

現在、近隣の大学等、福井大学も含めまして9大学との話がほとんど進んでおりまして、学生の派遣であるとか、大学の先生方が学校の校内研究に来てくださるという形はとれるようになっております。

また、今、人材バンクとして登録してある方については、人材バンクの登録を

一回外れていただいて、新たにコーディネート事業に登録していただくような形で、区内のどこの学校でも行けるような仕組みを整えるということでございます。

最後に、組織について、先ほど庶務課長が少し触れましたけれども、27ページです。支援センターの中には、教育支援係、全体の庶務の係になるところのセクション、それから、教育のICTの推進係、現在、庶務課にICT推進担当がありますが、それが移管してきます。

それから、教育相談の係として新たに教育相談係というのができます。この中には、蓮根の教育相談所が全部こちらに参ります。また、出先機関として成増の分室、フレンドセンターも入ります。

それから、指導主事が着任しまして、合計で、都の非常勤も入れて39名程度になります。

ここについては以上でございますが、3月26日の11時から開所式ということでご案内をこれからまた正式にさせていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 平成26年12月のこの案と比べみて、内容がすごく分かりやすく、内容自身の充実ももちろんなんですけれども、この冊子自体がとても分かりやすく、いいなと思いました。

研修・研究事業についても、具体的で分かりやすくなっているということと、あと、教育相談についても、前のを見ると、フローチャートだけだったんですけども、そこに相談内容を細かく書いて、どこに相談すればいいのかということが非常に分かりやすくなったなと思いました。

ICTに関しても、来年度、電子黒板が入るということで、それに合わせた研修やまた、翌年度以降、円滑に推進していけるような研修が増え、内容的によくなってよかったなと思いました。

青木委員 すみません、1つお伺いしたいのですが、25ページの平成27年度から29年度まで、大学との連携の中で、実施内容の③に免許更新制における連携というコメントがあって、ちょっとこれは別で伺いたい話ですけども、私どもも教職課程を持っておりまして、その先生の中に、いわゆる一般女性を中心に、子育てで先生を退いて、それですぐに復帰できればいいんですけども、やはり長い期間、ちょっと間があいてしまう。

教職員の免状を持っているんですけども、いきなり現場復帰はというので、聞いた話では、校長先生に一筆書いていただくと戻れる資格というのがいただけるというような話があって、そういったような動きというか、やり方、どこから入っていか分からないというような話が、実はその先生のもとにいた卒業生で教職員の免状を持っている主婦の方から相談があるんだそうです。

その辺をうまく連携でやっていただくと、人手不足ではなくて、要するに、本当はいい人材になるはずなんですけれども、子育ても終えた、そういう方の発掘ができるのかなとちょっと思っております、その辺は、もしご検討の余地があるようでしたら、ぜひ、お考えいただければと思います。

指導室長 この免許更新制の連携自体は、10年で免許が切れてしまうので更新しなければいけないものを、大学の講義を受けるのに優先的に板橋の教員を入れさせていただきますというのを大学にお願いしている、この制度のことです。

割と枠がすぐいっぱいになってしまうので、板橋区の教員を優先的にやる、大学の締め切り日よりちょっと前に入れてくれということをお願いしていることになる。

今、青木先生がお話いただいたことは、休んでいる教員でも10年経つと失効してしまうので更新する必要があるんですが、管理職以外は基本的に免除の方法がないのでして、再受講をどこかで研修する必要があります。

そういうことについて、これから、また大学と詰めていながら、受講を優先的にできるように入れ込んでいければなと思っております。

検討してまいります。

青木委員 よろしく申し上げます。

委員長 教育支援センターが新しくできるセクションなので張り切ってやると思うのですけれども、他の課との調整とか、特に指導室とバッティングする部分も出てくるかと思うのですけれども、その辺をうまくやっていただけるとよろしいのではないかと思っております。

指導室長 ある程度バッティングをわざとさせないと、向こうとこっちで分かれてしまうと、学校が困ってしまうとは思っております。

委員長 その辺の兼ね合いですね、はい。

#### ○報告事項

##### 13. 平成27年度板橋区教育委員会研究奨励校の決定について

(指-3・指導室)

委員長 では、報告13「平成27年度板橋区教育委員会研究奨励校の決定について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-3」でございます。

先ほど、研究校の中でちょっとお話をさせていただいた、いわゆる研究奨励校、これは2年間の研究奨励です、それから、研究校、1年間です、研究指定校、これは支援センターでの指定校ということになります。

表にまとめておりますけれども、まず、先に、下の方の2番の表、平成26、27年度のいたばしの教育ビジョン研究奨励校、これは今年度と来年度ということになりますので、既に指定されております。来年度も継続しているものです。

それ以外のものが新しいところがございます。

奨励校の枠としては、全体としては、21校からやりたいという希望がありました。加えて、私どもで、しばらくこの学校は研究をやっていないなという学校を5校選定させていただいて、26校の中から絞り込んでいったという状況です。

表紙の1番の上にありますように、2年間の研究奨励校については、この4校について研究してもらおうというように思っております。

特に下から2番目の赤一中の部活動については、区としては初めての研究の窓口というところになります。

1ページ目の裏面ですが、研究校、1年間の研究校ですね。この中にも2年間の研究をやりたいという学校もたくさんあったんですが、とりあえず1年間だけやってみて、もう1年やらせてみるという学校も実はございます。全てやりたがった学校ということでございます。

次に、最後の4番の研究指定校。これは教育支援センターで、こちらからこの研究課題でやりなさいという学校でございますが、この中の5校については、自分の学校でもやりたいということでしたので、支援センターで条件をつけ加えて指定したものです。

残りの5校については、学校からは特段手を挙げる状況はなかったです。それについては支援センターでぜひやってくださいということで、条件をつけながらやっていただきました。

例えば、上から3番目の新河岸幼稚園は立候補がなかったんですが、幼稚園として健康教育をやってくださいと。その下の三園小学校についても、来年度が周年行事だということで、来年からやりますと言っていたんですが、当該の校長が体育の専門ということで、体育向上委員会のところでもありますので、やらせるという形になっております。

また、一番下の板橋第三中学校は、先日、研究発表は終えましたけれども、研究発表自体がまだ不十分だということで、もう1年、追試の形でやっていただくというような形になっております。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今年度も色々な学校の研究発表を見に行かせていただいたんですけども、そこで先生方がおっしゃるのは、研究をするとすごく時間も取られて大変だと、最初はそう思っていたけれども、研究が進むにつれて、自分自身もよい勉強にもなるし、先生方同士もチームワークができてくる。そして、また、子供たちの学びについても明らかに変化が見えてくるというようなよい結果を感じているというお話を聞きます。

新しく奨励校や指定校になられた学校でも、学校で皆さん協力して研究に取り組んでいただきたいと思います。

委員長 やりたいという校長先生も結構いらっしゃるので、できると思っておりますし、実際にやってみると、どちらの先生でも変わるんだという話を聞いておまして、ぜひ、続けていってほしいなと思っております。

○報告事項

14. 平成27年度学校支援地域本部事業新規実施校について

(地-1・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告14「平成27年度学校支援地域本部事業新規実施校について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料の方は「地-1」をご覧くださいと思います。

平成27年度に学校支援地域本部事業新規を実施する10校が決定いたしましたので、ご報告いたします。

記書きのところでございますように、志村第三小学校、志村第六小学校、新河岸小学校、蓮根小学校、若木小学校、向原小学校、紅梅小学校、徳丸小学校、板橋第五中学校、中台中学校の10校でございます。

来年度、この10校を加えて、36校で実施してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

既に実施している学校は活発にやっておりますので、新しい学校もぜひ頑張っていたきたいと思っておりますけれども、蓮根小あたりは蓮根二小と町会のエリアなどというのはほぼかぶっていて、なかなか大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○報告事項

15. 「いきいき寺子屋プラン」委託料の見直しについて

(地-2・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告15「「いきいき寺子屋プラン」委託料の見直しについて」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 続きまして、資料の方は「地-2」になってございます。

「いきいき寺子屋プラン」委託料の見直しということでございまして、これまで一律25万円としていた委託料を、15万円から30万円の範囲で、弾力的な運営が行えるように見直したところでございます。

検討経過につきましてはご覧のとおりでございますが、今後、裏面にございますように、まず、5万円単位で委託を設定いたしまして進めてまいりたいと考え

ております。

また、事業の実施回数につきましても、年間10回程度ということで、月1回程度実施してもらおうということで進めておりますが、30万円を希望される場合には、年に10回以上、月1回以上というように考えていきたいと思っております。

委託料の決定方法といたしましては、各学校開放協力会の方から事業計画書及び予算書を提出いただくこととなります。最終的に30万円を希望する場合は、私どもの方でヒアリングを行って決定してまいりたいと考えております。

報告の方は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 こちらの別紙1の方にアンケートについての記載があるんですけども、これは設問に関しては、委託料だけのアンケートだったのでしょうか。

前回の、平成25年度の活動実績報告の中で回数が少ないところが幾つかありまして、そこに関しては年間10回以上ということで、ここでちょっと縛りができてきたわけですね。

例えば年に4回しかできなかった学校が幾つかあったんですけども、負担感はないのかとか、回数イコール委託料ということでもないと思うんですけども、その辺の寺子屋の実態がこのアンケートの設問だけだと分からないので、新しくこういうように変えていくことで見直しになったのかなと感じました。

学校地域連携担当課長 事業の実施回数につきましては、クラブ形式の場合とか、イベント形式というようなところで、実施回数が一日やると1回というようなところでございましたので、幾つかのクラブでも、まとまって1日でやってしまうと1回というようなカウントの方法でした。そこは、これから見直していくということで、1クラブで1回というようなことで考えております。

また、実施時期にも偏りがないようにということで、これからはそういったところも含めて、計画書を提出いただきながら、見ていきたいと考えております。

高野委員 先日、寺子屋会議に参加された方からご意見をいただいたんですけども、この寺子屋会議の開催が1月末で、そして、その計画表とか予算案の提出がすごく短い間で難しいというご意見でした。

学校の年間行事計画の中からあいている土曜日を選んだり、また、地域とのすり合わせとかで、なかなか今の時期、来年度の年間を通した計画を出しにくかったのかなとも思ったんですけども、そういう中で、10万円、15万円とかというその辺を決めるのはちょっと難しかったのかなと思ったんですけども。

学校地域連携担当課長 11月の段階で寺子屋会議である程度の方向性はお示しさせていただいたところです。実際、1月になってからこの様式で出してくださいということだったの

で、その辺では、1月から短い期間でということではありましたが、今後はもう少し早い段階でできるようにと思っております。

また、もう少しこの寺子屋事業につきましても、委託料のあり方というところを、私どもの方でも見直していきたいと思っております。

前段階として、こういうような一律25万円から変えてみたところではありますので、本当に弾力的な運営がしっかりと行えるようにというところでは、引き続き、見直しを図っていきたいと考えております。

高野委員 会計報告も割と大雑把というか、大きな枠での会計報告で、領収書の提出とか、そういうものもないので、その辺がきちんと運用されているのかどうかとかというのもよく聞きますので、そこも含めて、しっかり上手に使われているのかというところも、調べていただければと思います。

学校地域連携担当課長 領収書については、確認させていただいておりますので、その執行がしっかりできているかというところの確認も、あわせて、今後の見直しの中では検討してまいりたいと思います。

委員長 30万以下は書類審査のみということですがけれども、どちらかというと、事業終了後の報告書の方の確認をしっかりとやっていただいて、使い切っていない部分はしっかりと返納していただく。無理に使い切るようにしないでいいんだということで徹底してもらった方がよろしいのではないかと思います。

領収書類も、本来なら提出なんですけれども、枚数が多くなって大変ということであれば、せめてコピーぐらいは、まとめてコピーでもいいと思うんですけれども、その辺は提出させた方がいいかなと思います。

いいですか。

(はい)

○報告事項

16. 魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗について  
（第2回）

（配－1・学校配置調整担当課）

委員長 では、報告16「魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗について（第2回）」について、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 それでは、魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗状況についてご報告いたします。

資料は「配－1」をご覧ください。

今回のご報告は、先日、1月29日に行われました第6回協議会の報告となっております。

今回の協議会でございますが、前半で議事4件について協議を行いまして、後半で事務局が考えます統合プランをお示しいたしましたので、それを受けての意見交換を行っているところでございます。

今朝方、刷り上がった協議会ニュースがありますので、今、お配りしたいと思っております。あわせて、ご覧いただければと思います。

それでは、前半の議事でございますが、(1)の以前の協議会の主な意見といたしまして、前回の第5回の協議会におきまして、新校舎を建設する際の校地、統合方式、統合後の校名について、各委員からご意見をいただいたところでございます。それらの意見を要約いたしまして、3つの累計に分類・整理してお伝えしたものでございます。

1つ目は、仮にA案といたしますけれども、上二中の校地に上二中を建築するという案です。これは小中一貫教育を含むものでございます。

2つ目のB案でございますが、向原中の校地に上二中を建設するという案。

A案、B案ともに、向原中を上二中に編入統合することが前提となっております。

3つ目の新案でございますが、向原中の校地に両方とも並行して、新しい学校を建設する案。

以上、3つの案に要約できたということを整理してお伝えしたところでございます。

この3つの案につきましては、協議会の中では特に異論等はございませんでしたので、協議会委員の中では共通認識となっているところでございます。

(2)の小中一貫教育(小中一貫校)でございますけれども、こちらは、教育委員会の中でもご議論いただいておりますけれども、小中一貫教育の導入につきましては、課題が多く、また、十分な議論が必要になるということ、そのために教育委員会としても検討体制を整えて、十分に研究と議論を重ねていくと説明しております。それには時間がかかるということと、一方で、向原中の小規模化につきましては、できるだけ早急に対処しなければならないと説明しているところでございます。

(3)の上板橋第二中学校の小中一貫校シミュレーションにつきましては、現在の上二中の校地では地域の児童生徒を受け入れる規模の大きな校舎が物理的に建設できないことが検証されましたので、その報告となっております。

(4)は、板橋区が考えます魅力ある学校の姿について、一度説明しているんですけども、再度質問がありましたので、ご説明したものでございます。

質疑・意見の中では、国が教育改革や小中一貫教育などに関する方針を出すまで待って、それから協議を始めたかどうかといったご意見とか、統合については、大方、皆さん共通認識ではないかといったご意見、小規模校を残していけないかといった意見がありました。

また、小中一貫教育について、今回の学校建設を契機に取り組んでほしいといった趣旨の発言もあったところでございます。

資料の裏になりますけれども、統合プランの検討といたしまして、これまでの

協議会での議論とか、校地面積、また、学校設立の経緯等を踏まえまして、現在考えられます事務局の統合案をお示したところでございます。

内容でございますが、上二中に向原中を編入統合いたしまして、向原中の校地に上二中を建設するという案を提示したところでございます。先ほどのB案ということになるかと思えます。

この事務局案の理由でございますけれども、向原中学校は上板橋第二中学校から分離して開校したという歴史的な経緯。やはり広い校地の方が子供たちにとって、よりよい学校が建設できるといったことが大きな理由となっております。

この統合プランについての質疑・意見の中では、グラウンドを含めて、どのぐらいの規模の学校を建設するのかといった質問、何階建てになるのかといった質問がございました。

また、向原中にある教職員住宅の活用についてどういうふうに考えているのか、また、向原中の校地の地質や地盤に関する質問、上二中の跡地利用についての質問などがございました。

また、やはりこちらの方でも小中一貫教育についての意見が出まして、今回の機会に検討しないと、この地域が小中一貫教育について遅れてしまうのではないかといったご意見がございました。

これまでの協議会での意見もそうでしたけれども、今回の協議会でも、全体的には、このたびの学校の統合と新しい校舎を建設することが小中一貫教育について検討する機会である、いろいろな課題があり、準備にも時間がかかることは理解できるが、地元としては検討してほしいという意見がございました。

次回の協議会は、今月27日の金曜日となっております。

議題としましては、今回、事務局案を出しましたので、それにつきまして、各委員からそれぞれの属する団体の関係者の意見を吸い上げてご報告いただくことになってございます。また、追って報告させていただきたいと思えます。

説明は以上となります。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 学校整備週間で上二中に行かせていただきました。校長先生とお話ししたときに、やはり先ほどのB案というのがいいんじゃないかということをおっしゃっていたことをちょっと報告させていただいた上で、やはり、そこに出てくるのは、お配りいただいたものを見て、小中一貫教育の話になると思うんですけども、目の前になれば小中一貫教育ができないみたいな話では必ずしもないと私は思っています。

これは、どっちかという、私の経験上では、ここは大学もそうなんですけれども、お互いに中にいる先生たちとの意思の疎通が一番重要になるのだと思っているので、その辺を十分にお話ししていただいて、その構築がやっぱりキーになるんだというようなところで、仮に向原中にできても小中連携は十分できるというご説明をいただければ話は通じるのかなと思っています。

学校配置調整担当課長 小中一貫教育についての考え方につきましては、色々な課題もあるということと成果が上がっているという資料をつくってご説明しております。

また、一貫教育のスタイルにつきましても、校舎一体型と、また、校舎が離れていてもそういった教育をしていく2つのやり方があるというのは文部科学省の方からも出ているという説明はしております。

ただ、地元の皆さんとしては、やはり上二小、上二中がある、あの立地をメリットと考えている方もいらっしゃいます。

青木委員 そのとおりですね。

学校配置調整担当課長 ただ、あの校地には地域の子供たち全部は入りませんという話も同時にしている状況でございます。

論理的には分かっているのかとは思いますが、心情的な部分もまだ若干あるのかなと思いますので、その辺は丁寧に説明していければと思っております。

青木委員 分かりました。よろしく願いいたします。

委員長 今回の統合プランの案というのは、やはりこういうところに落ち着くんじやないかなという気はいたしております。

小中一貫は、多分、相当先の話ではないかと。やっぱり板橋区は小中連携を進めてきているので、その方向でずっと進んでいくのではないかという気はしておりますから、余り小中一貫校をつくるというのはここでしなくてもいいのではないかなというように思います。

それと、あと、避難所の件についても、上二中になくても上二小はあるので、他の地域から考えれば、それで、絶対十分ではないんですけども、ほかの地域並みのことなんだというようには思っております。

学校配置調整担当課長 跡地利用につきましては、次回の協議会で、今現在、閉校した学校の跡地利用の紹介をさせていただいて、協議会の中では、企画政策部門が考える話ですけれども、地域に貢献できるような土地利用をしていくように検討しようという話をしています。

ただ、小中一貫教育につきましては、例えばですけれども、今後、校舎をつくる時、どういった校舎をつくるのかがあります。その辺で、設計の段階で、小中一貫教育に寄与できるような設計の方法とか、ここの地を契機に板橋区の小中一貫教育のスタート地点の検討が開始できるのか、その辺も含めて落としどころを探っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○報告事項

## 17. 中央図書館改築検討会状況報告について

(図-1・中央図書館)

委員長 では、次に、報告17「中央図書館改築検討会状況報告について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、資料「図-1」になります。

中央図書館の改築検討会の状況報告につきましては、昨年5月に「今後の中央図書館の施設検討会」を設置いたしました。そして、中央図書館の改築場所及び施設規模の検討を行ったものを報告するものでございます。

まず、検討内容ですが、(1)にあります改築の方針ですが、現在地で中央図書館を改築した場合は、建築基準法の関係から、現在の面積の半分以下の1,409㎡しか確保できないということで、中央図書館として整備するのは困難な状況でございます。

そして、区を中心図書館として運営していくためには、最低でも4,200㎡の面積は必要であり、さらなる魅力ある図書館づくりをするためには5,000㎡の面積が必要となるというように試算しております。

すなわち、図書館の改築の方向性としては、1つとして、中央図書館機能を他の館に移設して、現在地は地域図書館として整備する。もう1つが、中央図書館として、場所を移転して改築して整備していくという2つの方向性が考えられます。

検討会では、中央機能を他館に移設して、現在地で地域図書館を整備することにつきましては、従来型の図書館サービスの整備にとどまり、多様化する区民ニーズや新たな読書媒体などへの新サービスに十分対応することはできないと考えました。

また、中央図書館として移転改築することについては、これからの新サービスへの期待感、魅力ある図書館づくりに資するということで、検討会としては、中央図書館を移転して改築することが望ましいとの結果に至りました。

そして、(2)の移転場所ですが、区立図書館の全体の配置バランス、そして延床面積が5,000㎡以上確保できることから、移転先は平和公園が妥当ではないかと判断いたしました。

なお、平和公園は1万8,000㎡超の都市計画公園であり、1,800㎡の建築面積が確保でき、地上3階建ての施設が建築可能であります。

そして、改築の進め方につきましては、来年度、平成27年度に改築検討会を設置し、将来を見据えた図書館サービスを検討する中、基本構想を策定し、基本設計に反映させていきたいと思っております。

なお、検討会には有識者を含めて構成し、並行して図書館懇談会を開催することで、利用者や近隣住民への情報提供や意見集約に努めてまいりたいと思っております。

そして、裏面ですが、平成28年度からの板橋区の次期基本計画に中央図書館の改築を計画化していきたいと思っております。

今後のスケジュールですが、来週、文教児童委員会に報告しまして、この報告書の案につきまして、パブリックコメントを実施したいと思っております。

また、来月、支部の町会長会議にて、この旨を説明していきたいと思っております。

そして、5月上旬に募集しました意見に対する区の考え方を公表してまいりたいと思っております。

別添でお付けしましたのは、中央図書館のこの報告書をイメージ化したものでございます。

それでは、報告書につきまして、時間の関係で、要点のみ、ちょっと補足して説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページですが、これは平成25年度に「中央図書館機能のあり方」の検討を行いまして、区の図書館サービスとして、今後求めていく方針といたしまして、まず、1点目、生涯を通じ心の豊かさを支える図書館、2点目、課題解決型図書館、3点目に学校図書館等と連携する図書館というように打ち出しております。

そして、中央図書館には中央図書館ならではの「中央機能」と地域に身近な「地域図書館」の機能があるということで、地域図書館機能と中央図書館機能という形で、このように整理しているところでございます。

そして、中央図書館の機能につきましては、地域図書館を管理監督する立場として区職員が行うべき業務と位置づけまして、現場の業務を把握した職員を育成するためにも、中央機能を担う職員の配置は、本庁舎ではなく、図書館の施設内に配置すべきとしてございます。

また、中央図書館につきましては、区の図書館行政を引っ張っていく役としまして、既存の図書館サービスにとどまることなく、新しいサービスを調査研究するという視点が必要かと思われまます。

検討会でこういった新しいサービスを今後取り込んでいくという視点からも検討していらっしゃるところでございます。

3ページにつきましては、23区内の中央図書館、中心図書館の現況を資料としてお出ししたものでございます。

この中で、面積につきましては、23区の平均は、中央図書館としては4,000㎡というような統計が出ているところでございます。

また、4ページにつきましては、最近の他区での建てかえの事例でございます。単独館のところもございまして、ほかの商業施設の中に入った図書館も色々あるところでございます。

そして、5ページにつきましては中央図書館の機能別の面積ということで、先ほどの4,200㎡が最低でも必要というところの内容になるわけなのですが、今、中央図書館につきましては、エレベーターの設備がないほか、書架と書架の間隔が狭いということで、そういった面からもバリアフリーの対策が求められているところでございます。

書架の配置につきましては、間隔が通常135cmを確保できれば車椅子の方と歩行者が対面通行できる間隔であり、今後の書架配置はこういった点も配慮し

なければならないということと、あと、現在、ほかの区の図書館につきまして、開架での蔵書数は約15万冊であります、これは決して多いという状況でもありません、最低でもこの開架の15万冊は確保すべきと考えてございます。

そういった意味で、この6ページの上の表で試算しましたところ、これを加算していきますと、最低限、今の機能を維持するだけでも4,200㎡は必要だというように試算してございます。

そして、それにプラスさせるように、新たに求められる機能として、魅力ある図書館として、今、滞在型図書館として、喫茶などを含めたくつろぎの空間を設置しているところでもございます。

また、最近、読書の形態も紙媒体のものとは限らず、電子化というものもございまして、そういった多様化する情報媒体の対応も課題解決型図書館として魅力を高めるためには必要になってございます。

また、最近では図書館に地域コミュニティの活性化を促進するという役目もありまして、多世代の交流を意識した施設づくりを行っているところもございまして、こういった施設で新しい文化や地域力を発信する場としての役割も担うようになってきております。

そして、図書館機能の充実としまして、今、いたばしポローニャ子ども絵本館が中央図書館とは別の場所のところでございます、同じ図書館としての機能を促進したり、効果的な資料の展示のためには、中央図書館内に配置することでより魅力を高められるというように思っております。

また、他区の図書館では、郷土資料を集中管理したり、地域ゆかりの文豪の資料を収集したり、文庫として整備を行っている事例も見受けられてございます。

板橋区でも、櫻井徳太郎文庫など、そういったところが検討の対象になるのではないかと考えてございます。

また、図書館ボランティアとして色々と読書活動を推進していただいている方の作業室は、会議室を設けているところもございまして、研修効果を上げている自治体もあるところでございます。

3点目に生涯学習機能の強化としまして、資料の閲覧として図書館の閲覧席としての機能がございまして、最近は夏休みを中心に学習目的での利用者で閲覧席が満席になるなど、本来の役割に支障を来している事例もございまして。

そして、最近の図書館では、こういったことから、閲覧席とは別に学習室を整備して、インターネットによる学習室利用予約など、社会人や学生の自習場所として場所の提供を図っているところでもございます。

また、これは最近の傾向ですけれども、本の貸出数より、パソコンを利用される方のニーズが非常に高まっているということもございまして、こういった意味からも、最近のニーズにこたえていく必要があるかと思われまして。

中央図書館の基本的な面積につきましては、こういった基本の最低限の4,200㎡に新たに求められる機能を加算しますと、5,300㎡の面積を確保することが必要ではないかと考えてございます。

そして、8ページですが、現在地で改築する場合は、延床面積が最大でも14

0.9㎡しか確保できないということで、これは今の氷川図書館、東板橋図書館ぐらゐの面積になりまして、地域図書館として整備するほかにないということになってございます。

そのほかに、容積率の緩和についての方法も検討しましたが、結局のところ、中央図書館としての最低限の面積を確保するには至りませんでした。

そして、移転改築する場合につきましては、こちらの方の9ページの下の方の図になりますが、現在の板橋区の図書館の現行配置図がこのようになってございまして、図書館の中心部から半径1キロを主に奉仕圏域として、現状、配置しているところでございます。

つまり、移転先につきましては、どこにでも移転できるというわけではなくて、現行の奉仕圏域を考慮しながら移転するというような形になるかと思われまゝす。

そして、10ページの(2)のところですが、そういったことを踏まえまして、中央図書館の基本機能が少なくとも確保でき、4,200㎡以上の建物が建設できることと先ほどの奉仕圏域を条件に選定したところ、以下の3つの地域を考察してみました。

それぞれ、考察内容につきましては、教育科学館につきましては上板橋の駅から徒歩5分程度ということになりますが、こちらにつきましては、施設を抜本的に改築しないと面積を確保するには至らず、大規模改修による移転は不可能であると結論づけました。

そして、平和公園につきましては、こちらは、今の図書館、上板橋より1キロずれるような形になります。平和公園の総面積は1万8,000㎡を超えまして、建築面積としては1,800㎡を確保できるところでございまして。

こちらの平和公園につきましては、上板橋駅側の一部につきましては国有地が含まれているところでございまして。基本的には区有地の部分が多いところではございますが、施設の建築については国の財務局の承認が必要となるというところでございまして。

そして、3点目の常盤台の駅前駐輪場ですが、これは常盤台の地区の住民要望として挙げたところでございまして。

ただ、こちらにつきましては、民間の方が土地を所有していることとございまして、こちらにつきましては、土地所有者の意向確認のほか、商業地域となり、大幅な経費の負担が伴うため、事業計画は困難であると考えてございまして。

そのほか、学校敷地内につきましても公共の図書館が建設されている事例があるため、検討はいたしましたが、改修計画との整合性や中央図書館規模の容積が確保できる候補地となる場所はございませんでした。

続きまして、11ページの9番につきまして、こちらは先ほどの2つの方向性でございまして。

1番の地域図書館として整備する場合につきましては、地域図書館となり、新たなサービスができないということが課題かと思われまゝす。

そして、2の中央図書館として移転改築する場合は、中央機能を維持したまま、中央図書館を移転できる。そして、基本的な図書館サービス以外の部分でも、多

世代の交流ができるコミュニティスペースや読書の合間の休憩としての喫茶コーナーなど、アメニティ機能を新たに設けることができるのではないかと考えてございます。

そして、12ページになりますが、検討会としての結論でございます。

こちらは、板橋区の図書館につきましては、11館の構想として整備は完了しており、新たに中央図書館を新設する計画はなく、既存施設を移転するか、ほかの地域図書館に中央機能を移設するかの判断をしなくてはならないところでございます。

検討会の結論としましては、中央図書館の改築は新たな図書館サービスを提供する環境を構築し、地域図書館を含めた区立図書館全体のサービスをリードしていく絶好の機会であると捉えております。

そのためには、中央図書館を移転して整備をして、図書館利用者の多様なニーズに応える図書館づくりを進めてきたいと思っております。

そして、移転候補地につきましては、区立図書館全体を俯瞰し、奉仕圏域のバランスが保たれ、区有地でもあることから平和公園としたいと思っております。

平和公園近隣には教育科学館があり、両者が連携し、回遊性を持たせることにより新たな事業展開が可能であり、公園利用者とあわせ、多世代が交流できる文化創造の拠点として、集客力がある施設づくりが可能ではないかと考えてございます。

今後、こうした移転改築案を示して、区民に意見を募り、最終的な方向性を定めていきたいと思っております。

簡単ではありますが、報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 地元の話ですから。平和公園が一番妥当かと思えますし、最後にあつたように、教育科学館との連携というのは非常にいいと思えます。多分、常盤台小にとっては若干デメリットになるかもしれませんが。上三中あたりにとっては非常にメリット、中台も近くなんですね。

高野委員 はい。

青木委員 そういう意味で、ほかの小中やなにかとの立地条件等を含めると、非常に妥当な判断なのかなと思っております。あとは、平和公園をイベント等で使われている人たちとうまく話を進めていただければ、それだけでいいです。よろしく願いいたします。

中央図書館長 確かに常盤台小学校が一番近隣ということで、中には、塾に行くまでの間の居場所というような観点でも利用されているということもございます。ただ、ほかの小中学校の兼ね合いもございますので、なるべくご理解がいただ

けるように進めていきたいと思っています。

また、平和公園のイベント、特にわくわくフェスタとか、青少年向けの事業をやっていますので、配慮して進めたいと考えております。

青木委員 全面、使っていますからね。

中央図書館長 はい。そうしたイベントの利用になるべく支障のないように、土地にそんなにべたっと建てるのではなくて、できれば、ある程度効率よく設計していければならないと思っています。

青木委員 全部が潰れるわけではないですよ。

中央図書館長 ではないです。はい。

青木委員 あそこはボーイスカウトも使っているので。その辺もご考慮いただければ。

中央図書館長 ありがとうございます。

委員長 中央図書館の移転自体はこの案で結構だと思います。

この図書館の奉仕圏域図を拝見しますと、清水図書館は、何となく、ここだけは1キロ圏内ではないというように書いていますけれども、ここは本当は廃止して、もうちょっと蓮根と志村の間の方に行った方がいいのではないかなという気もしないではないのですけれども、それはなかなか難しい問題なので。でも、図を見ると、ここだけ随分ダブっているなという感じはあります。

せっかく中央図書館をつくられるのであれば、ぜひ、板橋区に関する歴史ですとか、文化とか、あるいは板橋区出身のタレントさんのタレント本とか、小説の中に出てくる板橋とか、色んな小説がありますけれども、そういったものをきちんと全部、他区の図書館に負けないような板橋区に特化した資料も収集していただけるといいんじゃないかなと思っています。

中央図書館長 清水図書館につきましては、既存施設を改築の際にまた建てかえたという経緯がございます。

ただ、清水図書館は、ほかの図書館と比較しまして、規模が半分以下ということもございますので、ほかの図書館と同等の1km圏というわけではなくて、半径500mということで設定しているところでございます。

また、志村図書館を今後もし整備していく方針になれば、当然、もっと奉仕圏域を均一化していくためには、若干、蓮根寄りというような、そういうような方針はちょっと考えていくべきなのかなと思っています。

また、もちろん板橋区の中央図書館でございますので、自区の資料を効果的に収集して、他区にはない特色を持たせていきたいなと思っています。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

18. 「第21回いたばし国際絵本翻訳大賞」審査結果について

(図-2・中央図書館)

委員長 では、報告18「第21回いたばし国際絵本翻訳大賞」審査結果について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、「図-2」になります。

「第21回いたばし国際絵本翻訳大賞」の審査結果が出ましたので、報告するものでございます。

こちらの最終審査会は、平成27年2月4日に審査会を実施いたしまして、別府教育委員長、橋本教育長に参加していただきました。ありがとうございます。

応募状況につきましては、英語部門が782件、イタリア語部門が219件、中学生部門が11校、39件となっております。

表彰者につきましては、記載どおりでございます。

今回、中学生部門につきましては、参加者数が、昨年は6校で44件で79名だったんですが、今回は大幅に増加しているところでございます。

特に英語の審査員の先生からも、今回は比較的挑戦しやすい内容にはしたということがありましたが、特に中学生の翻訳の内容がすばらしかったというように評価もいただいているところでございます。一般との区別がそれほどなかったのではないかというような形でお褒めの言葉をいただいたところでございます。

そして、最後に下の4の表彰式についてですが、中学生部門につきましては、3月6日午後4時、教育委員会室にて実施いたします。

英語部門・イタリア語部門につきましては、8月の「ボローニャ・ブックフェア in いたばし」開催時に表彰式を行います。

なお、次回の平成27年度の翻訳大賞につきましては、審査結果の公表から表彰式までの日程に課題があると思われため、表彰式の実施日の検討につきまして行いたいと思っております。

これはイタリア語の審査員の先生から、やはり一般の方につきましても、審査結果が出てから表彰式までの間が、なかなか緊張感が持続しないというようなご指摘も受けましたので、今回、中学生部門だけ前倒ししましたが、次の平成27年度の応募開始からは、両方とも、表彰式の日程について、再度、見直しを行ってまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

特に、今回は中学生の応募が大変多かったということで、非常に結構なことだ  
とっております。

審査員の先生から、結果発表から表彰式までが非常にスパンが長いというお話  
がございまして、それはちょっと工夫していただけるといいかと思っております。  
以上です。

では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

指導室長 委員の皆様方のお机に東京駅伝の結果のチラシを乗せさせていただいておりま  
す。

それが校長会の資料と同じもので申しわけございませんが、午前中に行われた  
女子が50チーム中3位、午後は男子が50チーム中7位というので、総合的に  
男女が5位ということで、このグラフにもありますとおり、過去最高の成績とい  
うことでございます。

1つには、持久力をつけていこうということで全区的な取り組みを小学校のど  
きからやっている成果なのかなということもあるかもしれませんが、また、来年  
頑張ってもらいたいと思っています。

この件は、今月25日に区長のところに代表選手と監督が表敬訪問をするとい  
うことで、現在、予定を組ませていただいております。

色々、募金等、あるいは当日の応援等、ありがとうございました。

以上でございます。

委員長 当日は途中から雨が降り出したり、特に男子の方は雨の中で頑張っただき  
まして、お疲れさまでしたということでございます。

ぜひ、来年も頑張って。選手は毎年替わってしまうので難しいんですけども、  
そういう先輩がいたということで、今の中学1年生に、ぜひ、来年、頑張っ  
ていただきたいと思っております。

ほかに、ございますでしょうか。

(なし)

委員長 私の方もあるんですけども、今日は時間が押しているので、次回に回します。  
それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第4号及び日程第二  
議案第5号については非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって、本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の  
方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

#### ○議事

日程第一 議案第4号 平成27年度区立学校管理職配置に係る内申について

(指導室)

日程第二 議案第5号 区立幼稚園長の退職について

(指導室)

( 非 公 開 )

委員長 ほか、特になければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 0時 44分 閉会